

災害救助に係る資源の配分に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用される大規模な災害が発生した場合の資源の配分に関し、次のとおり協定を締結する。

（公平な救助の実施）

第1条 甲及び乙は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号）による改正後の法第2条の3に規定する甲の連絡調整の下、甲が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、同法による救助を実施するものとする。

（資源配分計画）

第2条 前条に規定する岡山県災害救助資源配分計画は、別紙のとおりとする。

（地域防災計画の改定）

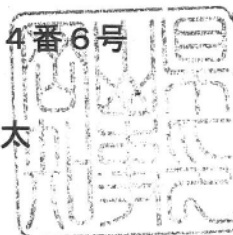
第3条 甲及び乙は、この協定を締結した日以後、速やかに、岡山県災害救助資源配分計画を踏まえて、それぞれの地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）の改定を行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

平成31年3月26日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫



岡山県災害救助資源配分計画

(目的)

第1条 この計画は、岡山県（以下「県」という。）が、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助に必要な資源について、県と法第2条の2第1項に規定する救助実施市である岡山市との間における配分計画を定めることにより、法第2条の3に規定する県の連絡調整の下で、県全体として救助が公平かつ迅速に実施されることを目的とする。

(適用)

第2条 この計画は、岡山市を含む複数の県内市町村に法が適用される災害（以下「計画適用災害」という。）が発生した場合に適用する。

(適用除外)

第3条 この計画は、岡山市のみ又は岡山市以外の市町村のみに法が適用される災害が発生した場合には適用しない。

(対象とする資源)

第4条 この計画の配分の対象とする資源は、飲料水、食料、生活必需物資、応急仮設住宅、医療資源など、計画適用災害が発生した場合における被災者への公平な救助の実施の観点から、県の連絡調整が必要となる全ての資源とする。

2 次に掲げる資源については、この計画の配分の対象としない。

(1) 市町村の備蓄物資

(2) 岡山市独自の地方公共団体間協定により提供される支援物資又は役務

(3) その他県と岡山市で適用しないこととして合意した物資又は役務

(資源の配分調整)

第5条 前条に規定する資源の配分の調整は、岡山市及び岡山市以外の市町村の被災状況等に応じて行うものとする。

2 県は、市町村等から被災状況等の情報を収集するとともに、必要とする資源の量を勘案した上で、物資の生産等を業とする者その他の関係者（以下「関係者」という。）の協力の下、資源配分の調整を速やかに行い、調整した内容を岡山市に連絡するものとする。

3 県と岡山市は、計画適用災害発生時には、前項の規定による調整及び連絡を行うための窓口を災害対策本部等に設けるものとする。

(特別基準の協議)

第6条 県及び岡山市は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第2項の規定により、救助の程度、方法及び期間の定めについて国と協議する場合は、被災者への公平な救助の実施の観点から、事前に協議内容を相互に情報提供することとし、協議結果についても同様とする。

(連絡会議)

第7条 県は、平時において、県、岡山市及び関係者をもって構成する災害救助に係る連絡会議を年1回以上開催し、救助が公平かつ迅速に実施されるよう、資源の配分に係る手順、平時及び災害発生時の連携・協力体制の確認、情報共有等を行うものとする。

2 県は、前項の会議を構成する関係者に対し、計画適用災害発生時に救助を公平かつ迅速に実施するための連絡調整窓口を設置すること及び相互に連携を図りながら協力することを要請するものとする。

(計画の適切な運用)

第8条 県及び岡山市は、関係者の協力を得て、連絡調整のオペレーションについて定期的に共同訓練を実施するなど、この計画に定める事項が適切に運用されるよう努めるものとする。

(災害時の協力協定に対する措置)

第9条 岡山市は、この計画を定めた日以後に岡山市が第4条に規定する資源に関して締結する災害時の協力協定に、計画適用災害が発生した場合の資源の配分が県の連絡調整の下で実施される旨を記載するものとする。

2 岡山市は、第4条に規定する資源に関して現に締結している災害時の協力協定の相手方に対して、計画適用災害が発生した場合の資源の配分が県の連絡調整の下で実施される旨を周知させるものとする。

(平時における対応)

第10条 県は、岡山市以外の市町村の資源の確保に迅速かつ適切に対応できるよう、国及び関係者との連携の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(岡山市以外の市町村の支援)

第11条 県が法第13条第1項の規定により岡山市以外の市町村へ救助の実施に関する事務を委任した場合は、岡山市は、被災の状況に応じて、自らの資源を活用し、県の連絡調整の下、岡山市以外の市町村の支援に努めるものとする。

(相互応援に伴う費用の求償)

第12条 県及び岡山市は、相互の応援に要する資源について、それぞれが契約し、費用を支弁した上で、後でその内容を双方で確認し、法第20条第1項の規定により相互に費用の求償を行うものとする。

2 県及び岡山市は、前項の規定により行う求償に漏れがなく、かつ、相互に重複することがないように十分に留意するものとする。

(計画の失効)

第13条 この計画は、岡山市に係る法第2条の2第1項に規定する救助実施市の指定が取り消されたときは、その効力を失う。

(協議)

第14条 この計画に定めのない事項又はこの計画の解釈に疑義が生じたとき若しくはこの計画に定める事項を変更しようとするときは、県及び岡山市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この計画は、改正災害救助法の施行について(平成30年12月28日付け府政防第1436号、消防災第199号内閣府政策統括官(防災担当)及び消防庁次長通知)に定める資源配分計画に該当する。